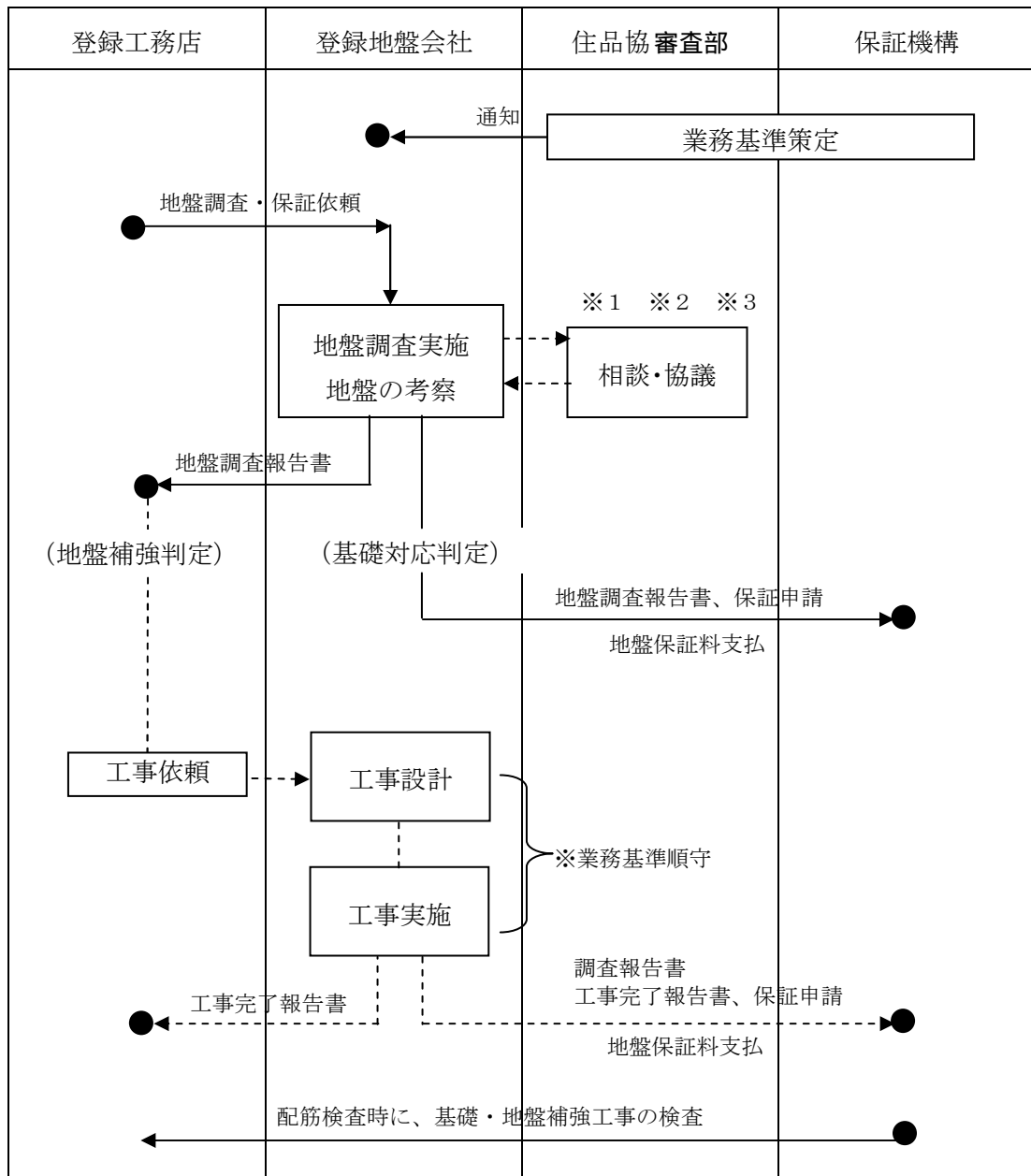


住宅保証機構(株) 地盤保証業務フロー



住品協 審査部による相談・協議について

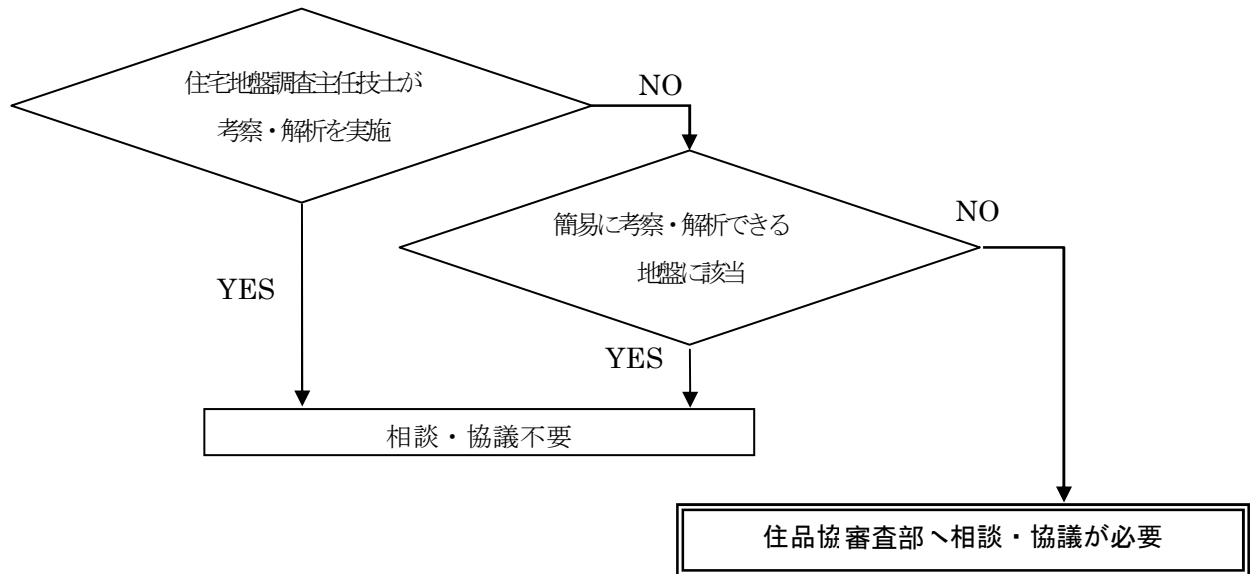
- ※1 「簡易に考察・解析ができる地盤」に該当しない物件（いわゆるグレーゾーンの物件）については、住品協 審査部技術者と地盤会社技術者とで意見の交換をしながら地盤認識の一致を図ります。技術部が地盤会社に代わって地盤調査の考察・解析をするものではありません。
- ※2 住宅地盤調査主任技士が考察・解析を行う場合は相談・協議の必要はありません。
- ※3 地盤調査の判定に登録工務店が異義を唱えた場合、調査会社は住品協 審査部に再判定を依頼することとします。

相談料

- ・ 一物件当たり 4,200 円（税込）

● 地盤調査考察における住品協 審査部 への相談・協議について

・ 次の場合は、基礎仕様判定書及び必要資料を住品協 審査部 へ提出し、基礎仕様の判定について相談し協議の上決定することとする。



※「簡易に考察・解析できる地盤」の条件は業務基準に定めてあります。

・ 相談・協議の手順

- ・ 考察担当者として登録された方が「基礎仕様判定書」を作成し、次の資料と一緒に住品協 審査部 へ送付してください。(メールまたはFAX)
地形図、調査位置図、調査データ、周辺状況確認書、現場写真、住宅地図などの調査地を特定できるもの
- ・ 特に相談したいことがあるときは別途用紙に記載してください。
- ・ 住品協 審査部 では「基礎仕様判定書」及び添付資料を確認し、確認印を押して返信します。(メールまたはFAX)
尚、必要な場合は考察担当者に連絡し判定内容その他を協議します。

NPO住品協 審査部
〒113-0034
東京都文京区湯島4-6-12 湯島ハイツB-222
Tel.03-3830-9824 Fax.03-3830-9852
E-mail: jhk-shinsa@juhinkyo.jp